



平成30年3月12日
沖縄総合事務局

社会保険加入に積極的に取り組む沖縄県内の建設企業を対象とした
「沖縄県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催します！

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策の徹底を図るとともに、より地域に根ざし、取組への理解を広げるため、地域レベルでの取組として、社会保険の加入に積極的に取り組む沖縄県内の建設企業等を対象とした「沖縄県建設業社会保険加入推進地域会議」を以下のとおり開催しますので、この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非、ご参加ください。

1. 日時

平成30年3月27日（火） 15時00分～

2. 場所

那覇第2地方合同庁舎2号館2階共用会議室D・E

沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

※会場案内図及び交通アクセスは（別紙1）参照

3. 内容

①建設企業による取り組み事例の紹介

②建設企業が守るべき行動基準の採択

4. 対象者

「沖縄県内に拠点を置く建設企業」または「沖縄県内での施工実績を有する建設企業」

※法人、個人は問いません。

※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

5. 参加申込

事前申込制となりますので、（別紙2）「参加申込書」に必要事項を記載のうえ、平成30年3月19日（月）までに、FAXにてお申し込みください。

※参加申し込みが多数の場合は、会場等の都合上、先着順で参加人数を調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

6. その他

報道関係の方は傍聴可能です。

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部

建設産業・地方整備課

担当者：課長補佐 宇栄原（内線3155）

建設業係長 中村（内線3171）

TEL：098-866-0031（代表）、098-866-1910（直通）

FAX：098-861-9926

沖縄県 建設業社会保険加入推進地域会議

目的

建設産業の担い手の確保に向けた環境整備の一環としての技能労働者の処遇向上、そして、公平な競争環境の整備を目的に、平成24年度以来、建設業界と行政とが一体となつて社会保険加入対策に取り組んできました。

5年が経過し、加入率の上昇という形で、その効果も着実に現れています。

この取組を定着させ、さらに加入促進を徹底するため、今年度は、より地域に根ざした形で取組への理解を広げ、機運の醸成を図っていく地域レベルでの取組を行うこととしています。

その取組が、この「沖縄県 建設業社会保険加入推進地域会議」です。

※本会議は、「第1回建設業社会保険推進連絡協議会」(H29.5.8)において平成29年度の取組方針の一つとして示されているものです。

主な内容

社会保険の加入に積極的に取り組む企業にお集まり頂き、

- ①社会保険加入対策の取組を行っている建設企業の事例発表
 - ②社会保険の加入に向けて企業が守るべき『行動基準』の採択
- を行います。

これにより、一定の適正な受注環境のもとで営業活動が行われること、そして、技能労働者の処遇の向上、さらには、担い手の確保に繋がることが期待されます。

なお、②の『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「**社会保険加入促進宣言企業**」として募集し、沖縄総合事務局のHP等で宣言企業リストの形で公表させて頂くことを予定しています。

参加対象者

- 沖縄県内に拠点を置く建設企業
- 沖縄県内の施工実績を有する建設企業

※法人・個人は問いません。
※建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主 催 者

沖縄県

沖縄県
建設業協会

沖縄建専連

沖縄
総合事務局

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」 (案)

元請企業

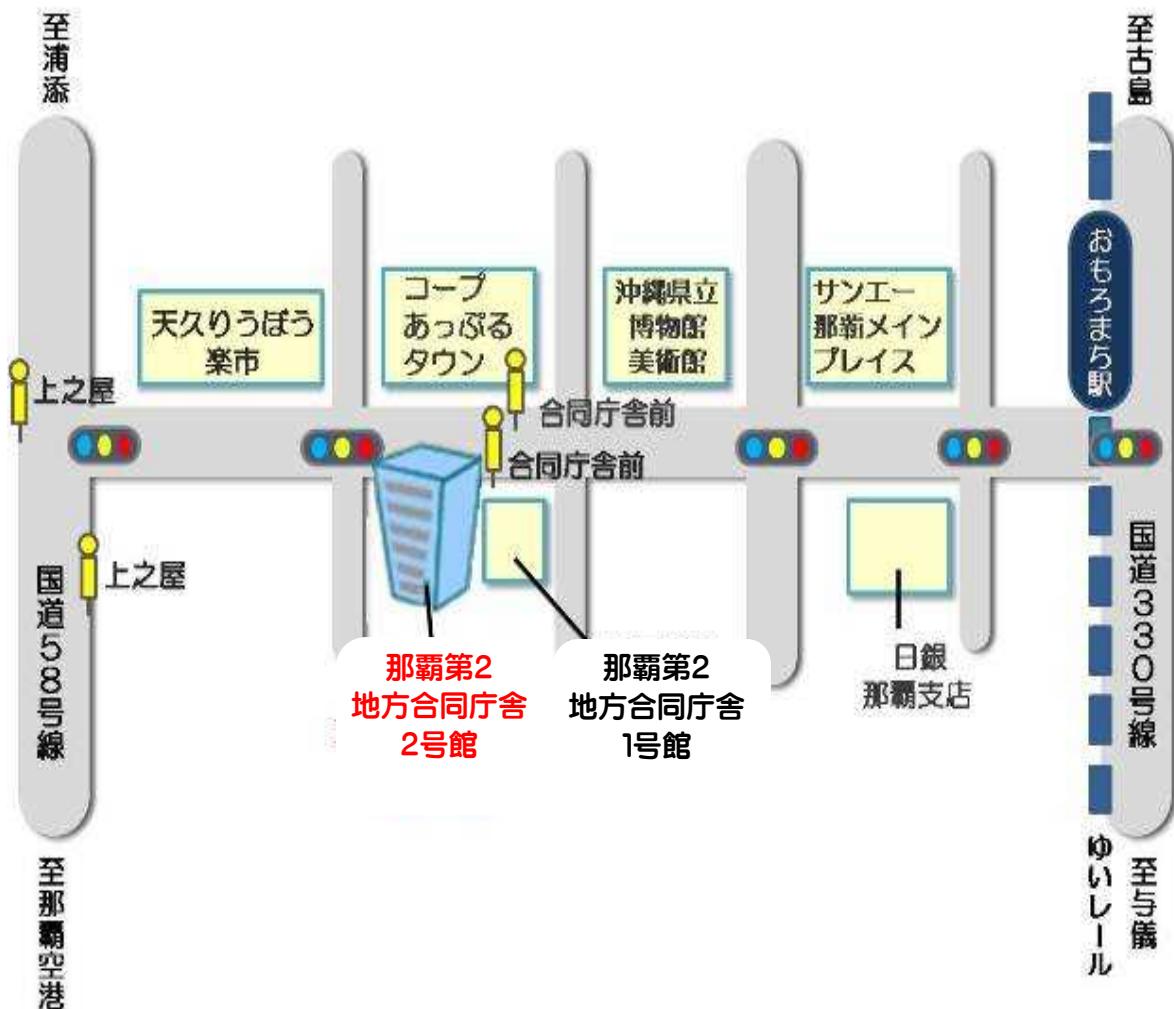
1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

(別紙1)

【会場案内図及び交通アクセス】



(交通アクセス) • 合同庁舎前バス停から徒歩約1分

- 上之屋バス停から徒歩約13分
- モノレールおもろまち駅から徒歩約15分

(別紙2)

◆沖縄県建設業社会保険加入推進地域会議◆

参 加 申 込 書

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 建設業係 行
(FAX:098-861-9926)

ふりがな 会社名			
所在地	〒		
T E L		F A X	
参加者氏名①	所属・役職		
	氏名		
参加者氏名②	所属・役職		
	氏名		

※会場の定員には限りがございますので、各社2名までの参加でお願い致します。

①本申込書に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

②会議・説明会申し込みの受付については、先着順とし定員になり次第締め切りとさせて頂きます。
(定員超過の場合は、参加人数調整のため、当方より連絡させて頂く場合がございます。なお、連絡がない場合は、出席可能とご理解ください。)

③ご記入頂いた個人情報は、会議・説明会以外の目的には使用することはございません。

④当時は申込みに使用した参加申込書（FAX送信時に使用した参加申込書）の写しをお持ちください。